

令和5年度事業に対する業績評価指摘事項の令和7年度事業計画における関連部分

I. 健康保険

評価項目	指摘事項	令和7年度事業計画関連部分
(1) 基盤的保険者機能の盤石化 I) 健全な財政運営	■健全な財政運営を維持できるよう、経済情勢等を踏まえた医療費の動向について、中長期的な視点から精緻に分析するほか、適正な保険料負担に基づいた協会の安定的な財政運営と医療費適正化対策等の更なる推進が、事業主の安定した経営や加入者の健康寿命の延伸に繋がるといった観点等から、事業主や加入者の理解を得られるよう情報発信を行うなど、健全な財政運営に努められたい。 併せて、本事業には困難度が設定されているが、引き続き健全な財政運営に資するよう、困難度の設定を含め検討を継続されたい。	・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・医療費適正化等の努力を行うとともに、国や都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。
II) ①業務処理体制の強化と意識改革の徹底	■引き続き、各支部の業務の標準化・効率化を図り、個人及び組織としての生産性の向上と体制の盤石化に向け、業務改革を進めると共に、併せて、職員の意識調査における浸透度など、業務改革に係る定量的な指標設定は可能であると思慮されるところ	・マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。 ・業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニユ

	ろ、困難度を数値で具体的に評価できる KPI を設定されたい。	アルや手順書に基づく統一的な事務処理について支部の現状を確認し、業務指導を行うとともに、職員の意識改革を促進する。 ・自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。 ・令和7年度より各支部の業務の標準化・効率化を図り、個人及び組織としての生産性の向上や意識改革を進めた結果を数値で評価できるよう「サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する」を設定した。
II) ②サービス水準の向上	■今後も、引き続き、迅速かつ満足度のあるサービスの提供を継続されたい。なお、郵送化率の KPI については、今後の ICT 化の進捗も踏まえ、新たな目標や指標の設定についても併せて検討されたい。	・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。また、2025（令和 7）年度末までに電子申請を導入する。 ・受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。 ・コールセンターの対応や記入の手引きの多言語化などの国際化対応を推進し、加入者等の利便性の向上を図る。 ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 ・ホームページに導入しているチャットボットについて、利用状況の分析・改善を行い、加入者の利便性向上に努める。

		・全支部へのコールセンター導入に向けた準備・検討を行う。 ・郵送化率の KPI については、窓口受付率に変更し、電子申請による受付を分母に加えた。電子申請促進により、窓口受付率の低減を進めた。
II) ③現金給付等の適正化の推進	■更なる現金給付の適正化に向け、引き続き、効果的・効率的な審査の実施に取り組まれない。また、長期的な課題となっている事象に関しては、実態調査を行う等現状把握に努め、改善に向けて取り組まれない。 ■無資格受診は返納金債権発生に繋がるため、事業主の理解と協力を得て再確認の取組を強化し、被扶養者資格解除の提出漏れを防ぐことで適正化を図りたい。	・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。 ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化 P T（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 ・海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。 ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。

		・被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるために、各支部の管理者・担当者に対する業務研修を実施する。 ・不正請求に関する情報に対して、立入調査を含めた調査を徹底した。また、事業主による長期間にわたる傷病手当金支給について、勤務実態・報酬支給実態を確認するため、立入調査を実施した。
II) ④レセプト内容点検の精度向上	■引き続き、点検の効率化と質の向上へ向け、効果的なレセプト点検の推進に努められたい。また、協会がレセプト点検を行うことで蓄積しつつある知見を、審査支払機関へフィードバックする等の活用についても検討されたい。	・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 ・毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。 ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。 ・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。 ・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。

		・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理的な差異の解消等）の動向を注視し、協会の内容点検の高度化について検討する。 ・システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。
II) ⑤債権管理・回収と返納金 債権発生防止の強化	■被保険者証及び返納金債権の回収は、早期の積極的な実施が成果につながる業務であることから、持続的に業務の強化・改善に取り組み、法的手続の活用を拡充するなど、回収率の向上に努められたい。なお、返納金債権の発生防止につながる取組の実施についても検討されたい。 困難度の設定については、令和5年度は増加したものの、レセプト振替機能の拡充による保険者間調整が更に進み、返納金債権の発生件数が減少していくことが想定されるため、直近の発生状況を踏まえ設定の可否を整理されたい。	・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 ・保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。 ・債権の適切な管理、回収率の向上を目的として、債権管理回収事務担当者研修会を実施する。 ・オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。 ・6ヶ月以上遡及して喪失した際に発生した債権額が前年度比約2割増と大幅に増加しており、特に2年以上遡及する場合は、保険者間調整もできない等、債権回収が非常に困難となるため、被保険者資格の喪失処理を行う日本年金機構と連携し、事業主等へチラシを交付のうえ返納に係る周知徹底を図った。

		・弁護士による返納催告等業務委託について、本部で統一の仕様書を作成し支部へ示すことにより、業務の効率化及び標準化を図った。 ・令和7年度より、困難度の設定は削除しました。
Ⅲ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応	■マイナ保険証の利用促進のために、マイナンバー未収録者への登録勧奨や利便性向上にかかる周知・広報を、引き続き主体的に実施されたい。	・2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。 ・特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。 ・加入者からのマイナ保険証、オンライン資格確認などの問い合わせに専用で対応するマイナンバーコールセンターについて、多言語対応を含め質の向上を図るとともに円滑に運用する。 ・マイナンバーコールセンターへの問い合わせ内容、チャットボットの質問内容の分析結果を活用するとともに、照会事例からの課題を抽出し業務の改善を図る。
2. 戦略的保険者機能関係 I) データ分析に基づく事業実施 ①本部・支部における医療	■引き続き、都道府県の医療費の地域差に関する分析等を行い、協会が実施する事業の改善及び分析結果を踏まえた新たな施策等に繋がられたい。	・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 ・本部は、医療費・健診データ等の支部ごとの地域差にかかる分

費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上		析を実施するほか、支部における分析に資するデータの作成・提供や、「医療費・健診データ等分析用マニュアル」及び分析事例等の共有を行う。支部は、地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。 ・本部・支部における調査研究・分析の成果を内外に広く情報発信するため、「調査研究フォーラム」を開催するとともに、調査研究報告書の発行及び各種学会での発表を行う。 ・データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、統計分析研修や本部と支部の連携強化に加え、支部間の情報交換や事例共有を通じて人材育成に取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。統計分析研修について、オンライン開催を組み合わせる等、より多くの受講者が参加しやすい開催形式とする。
②外部有識者を活用した調査研究成果の活用	■（指摘なし）	・協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を実施する。外部有識者が行う調査研究の円滑な実施のため、研究への助言等を行う。 ・当該研究成果等を踏まえ、国への政策提言及びパイロット事業等を通じ、協会が実施する取組の改善や新たな事業の実施に向けた検討を進める（ガイドラインの策定等）。
③好事例の横展開	■引き続き先進的な事業について、パイロット事業	i) 本部主導型パイロット事業

	として積極的に実施・効果検証のうえ、他支部への展開に努めるほか、保険者努力重点支援プロジェクト事業の着実な実施をお願いする。	・第5期アクションプランにおいて整理した本部主導型のパイロット事業の仕組みのもと、協会が取り組むべき課題として本部が設定したテーマについて、支部の取組結果をもとに効果的な手法を確立し、当該手法の横展開を図る。 ii) 保険者努力重点支援プロジェクト ・データ分析や事業企画等を本部とプロジェクト対象3支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」について、医療・公衆衛生・健康づくり等に精通した外部有識者の助言を得ながら、2024（令和6）年度に開始した保険料率上昇の抑制が期待できる事業について、全支部への横展開を見据え、効果的な手法等の確立を目指す。 iii) 地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進 ・職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。国民健康保険中央会及び都道府県国民健康保険団体連合会並びにモデル2市町（鳥取県東伯郡湯梨浜町及び佐賀県鳥栖市）と協働し、2023（令和5）年度末に開始した保健事業等に関するモデル事業（地域保険と連携したモデル事業）については、国民健康保険中央会等と連携し、モデル事業の更なる拡大を目指すほか、地域保険と協働して実施する事業の効果的な手法等の確立を目指す。
Ⅱ）健康づくり ①保健事業の一層の推進	■引き続き、本部から支部への有効なデータ提供の充実を図り、具体的な取組事例の共有により、各支部が健康課題を明確に把握し、必要な取組を進める	i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、支部ごとに策定する第3期保健事業

	ことで、支部間格差が更に縮まるよう努められたい。	実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いて PDCA サイクルを回し、取組の実効性を高める。 ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備 ・支部において保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。 ・保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師に対し、全国研修やブロック単位による研修を実施する。 ・併せて、専門職以外の保健事業に携わる職員の研修内容の充実を図るとともに、保健グループ長に対する研修を実施する。 ・契約保健師及び管理栄養士が担うべき役割について、これまでの特定保健指導のみならず、コラボヘルス等の他の保健事業へ拡大すべく、人事評価・処遇のあり方も含めて検討し、実施に向けて必要な取組を進める。 ・地域の実情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGs の視点も踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む。
②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	■国が示す受診率目標を必達すべく、現状取り組んでいる事業を着実に実施するほか、受診率が高水準で達成出来ている他保険者等の事例分析、外部有識者の調査研究事業の成果を基にした、新たな取組についても順次検討、実施されたい。また、事業所健	・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、実施率が大きく向上している支部の取組や他保険者の事例を収集し、効果的な取組を各支部に展開することで、実施率の向上に努

	診データ取得促進に向け、現状の課題等を踏まえた事業主に対する取組についても検討されたい。	める。 ・被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。 ・被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、市区町村との協定締結を進めるなど連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を進めるとともに、骨粗鬆症及びその予備群を早期に発見するための「骨粗鬆症検診」、歯科疾患の早期発見・重症化予防を図るための「歯科検診」、緑内障等失明に繋がる重大な病気の早期発見のための「眼底検査」を集団健診時のオプション健診を活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。 ・事業者健診データの取得について、2025（令和7）年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。 ・健診体系の見直しとして2026（令和8）年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。
③特定保健指導実施率及び質の向上	■ 今後は、ICT活用の促進や、健診当日の初回面談を実施する機関の更なる増加など、特定保健指導の	・2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。

	実施率向上に資する環境整備を進め、加入者の利便性の向上に努めるとともに、加入者や事業主に対して特定保健指導を受診する重要性について周知広報を行うこと、また、令和5年度実施のパイロット事業の効果分析を進め、効果的な施策について速やかに支部間の横展開を図るなど、特定保健指導の実施率の更なる向上に取り組まれない。	・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。 ・特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する創意工夫を記載した事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対する情報提供を実施する等、加入者や事業主に対し、様々な機会を通じて特定保健指導を利用することの重要性について周知広報を行う。 ・質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。 ・遠隔面談等のICTを活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。
④重症化予防対策の推進	■これまでの勧奨の頻度や方法の抜本的な見直しや、対象者の行動変容に資する周知広報の実施を早急に検討・事業化し、状況の改善を図ること。	・血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。 ・胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。 ・未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。 ・従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。

		る。 ・糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。
⑤コラボヘルスの推進	■ 引き続き、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化や、ヘルスリテラシー向上のためポピュレーションアプローチを更に推進することにより、加入者の健康づくりに資する取組を推進されたい。 なお、既存のKPIについては既に高い達成状況を鑑み、健康宣言内容の標準化の進捗等や、健康宣言事業所でのフォローアップ内容に係る指標等、定量的な目標を設定されたい。また、都道府県の健康増進計画においても、企業の健康経営に関する目標や評価指標を設定しており、それらを参照することで事業主の協力を更に得やすくなると思慮されるところから、コラボヘルスの更なる推進のため、事業所が集まる地域における自治体との連携を強化されたい。	・健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 ・地方自治体等と連携した取組について、都道府県や市区町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。 ・中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結を進めるとともに連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。 ・若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。 ・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に実施するとともに、全国で出前講座等を実施できる体制を構築することにより、事業所における取組の底上げを図る。

Ⅲ) 医療費適正化 ①医療資源の適正使用	■他方、使用率 80%未満の 3 支部においては、本部・支部の更なる協働をすすめ、全支部における使用率 80%以上を達成できるよう、引き続き取組を進められたい。	・協会のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2024（令和 6）年 3 月診療分で 83.6%と、80%以上の水準まで達している。使用割合が 80%以上の支部は、この水準を維持・向上できるよう、また、使用割合が 80%未満の支部は、早期に 80%以上に到達することを目指して、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標が国から示されたことを踏まえつつ、更なる使用促進を図る。
Ⅲ) 医療費適正化 ②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信	■今後も引き続き、地域における各種審議会への参画を推進するとともに、より質の高い医療提供体制の構築に向けての意見発信を、KPI 達成を目指して積極的に行っていただきたい。	i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の実情の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ii) 医療提供体制等に係る意見発信 ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 ・協会の財政が今後厳しさを増すことが予想されることを踏ま

		え、医療保険部会や中央社会保険医療協議会等の国の会議において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。 ・また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対し、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。
Ⅲ) 医療費適正化 ③インセンティブ制度の実施及び検証	■今後、インセンティブ制度の積極的な周知広報を通じて、支部内の加入者及び事業主の健康づくりの取組を促し、制度の実効性を高めるとともに、インセンティブ制度のより効果的な評価指標等についても検討や議論を進められたい。	・2021（令和3）年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。 ・現行制度の枠組みのあり方に関する今後の見直しの検討に向けて、インセンティブ制度に対する政府の方針、健康保険組合・共済組合における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を注視する。 ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。
Ⅳ) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	■引き続き、広報活動における SNS の利用など広報媒体の拡充を図るとともに、健康保険委員が委嘱されている事業所の健診受診率が高い実績を踏まえ、保健事業推進の観点からも更なる健康保険委員の委嘱拡充に努められたい。	・協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。 ・このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。 ・具体的には、①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する③本部は統一的観

		点から、支部は地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する④評価・検証・改善のプロセス（PDCA サイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めている。 ・「令和7年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和8年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。 ・本部においては、ホームページや全支部共通広報資材等の統一的使用可能な各種広報ツールにより、全国で一律に周知すべき内容を中心とした広報を実施する。特にホームページについては、利用者目線で改善を図るとともに、更なる利便性やわかりやすさの向上のため、ホームページの全面リニューアルに向けた作業を着実に進める。 ・また、協会の象徴的位置づけであった健康保険証が新規に発行されなくなることから、より一層「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。 ・支部においては、広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けられることができる媒体である SNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。 ・健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保
--	--	---

		険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。 ■ KPI: 1)ホームページアクセス数を1億3,800万以上とする 2)全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を54%以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする
--	--	---

Ⅱ 船員保険

評価項目	指摘事項	令和7年度事業計画関連部分
(1)基盤的保険者機能関係 ①健全な財政運営の確保	■引き続き、被保険者や船舶所有者に対して、丁寧な説明や情報発信を行うことでご理解いただき、健全な財政運営を行っていただきたい。	・中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。
(1)基盤的保険者機能関係 ②正確かつ迅速な業務の実施	■現金給付の審査・支払いを正確かつ迅速に行うことは保険者の責務であることを踏まえ、経年のサービススタンダード達成状況を鑑み、困難度を外すことについても検討されたい。	・サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。
③適正な保険給付の確保	■KPIは未達成となっていることから、引き続き、多部位かつ頻回の施術や長期受診の申請に対する文書照会や広報を通じ、加入者等に柔道整復師への適正なかかり方をご理解の上、受診いただけるよう取り組まれない。	・柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する加入者への文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
④効果的なレセプト点検の推進	■どのような点検方法等が効果的か検討し、今後の点検に活用していただきたい。	・レセプトの資格点検業務、外傷点検業務を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。 ・レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。 ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を注視しつつ外部委託事業者と協議を重ね、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。 ・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確

		に示すことに努める。
⑤債権管理・回収と返納金 債権発生防止の強化	■資格のない方に保険給付を行うことを防ぎ、適正な保険給付が行われるよう努められたい。 過年度の債権に関して、効果的な催告の方法を検討し、確実な回収に努められたい。	・資格喪失後受診の返納金債権等について、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底する。 ・保険者間調整を積極的に活用するとともに、文書催告や支払督促等の法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。 ・オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、資格喪失時の届出について、船舶所有者から早期かつ適正な届出が行われるよう、日本年金機構等と連携し、周知広報を行う。併せて、保険証または資格確認書が交付されている場合は、資格喪失届等に添付していただくよう周知広報を行う。
⑥DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	■（指摘なし）	i) オンライン資格確認等システムの周知徹底 ・医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・船舶所有者に周知する。 ・2023（令和5）年1月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・船舶所有者にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 ・マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。 ・マイナンバーが未登録の加入者に対して、船舶所有者を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。 ・マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。 ii) マイナンバーカードと保険証の一体化への対応 ・2025（令和7）年12月1日に従来の保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅滞なく、円滑な発行等に取り組む。また、

		加入者からのマイナ保険証、オンライン資格確認などの問い合わせについて専用で対応するマイナンバーコールセンター（多言語対応）の質の向上を図るとともに円滑に運用する。 ・船員労働の特殊性も踏まえ、関係者と連携した制度に係る広報や資格確認書の円滑かつ可及的速やかな発行等に取り組む。 ・特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。 ・マイナンバーを活用したサービス向上及び業務効率化を検討する。 iii) 電子申請等の導入 ・加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月の電子申請等の導入に向けて、システム開発を進める。また、船舶所有者・加入者に対して広報を行う。
⑦制度の利用促進	■今後も、加入者に対する再勧奨や制度の周知等を積極的に行い、船員保険制度をご理解いただいた上でご利用いただけるよう、取り組まれない。	・高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。 ・職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。 ・下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を協会に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。
⑧福祉事業の効果的な実施	■利用者のニーズを捉えた福祉事業の実施及び委託先や加入者に対する積極的な広報に努められたい。	・船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所としての役割を果たしていくため、当事業の質の向上を図るとともに、広報を通じた認知度の向上に取り組み、船員労働の実情に即した事業運営となるよう、引

		き続き検討を進める。 ・保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の上及び健康づくりのため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。
⑨サービス向上のための取組	■加入者から寄せられた意見等を踏まえ、引き続き、サービスの改善に努められたい。	・加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、そのほかのニーズも踏まえて、サービス向上委員会において対応策を検討する等、更なるサービス向上を図る。
(2)戦略的保険者機能関係 (1) i) 特定健康診査等の推進	■現状の受診率はまだ低い水準であるため、今後も健診受診の重要性を加入者及び船舶所有者にご理解いただけるよう、各種関係機関との協働を図り、健診機会の拡充に継続して取り組まれたい。	(生活習慣病予防健診) ・生活習慣病予防健診実施機関（船員手帳の健康証明ができる医師）の拡充に向けた取組を実施する。 ・健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを詳細に把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。 ・基本的な健診項目にがん検診がセットで提供されること等に関する情報について効果的な広報活動を行う。また、未受診者には生活習慣病予防健診の具体的なメリットを丁寧に説明し、受診を積極的に勧奨する。 (船員手帳健康証明書データ取得) ・引き続き船舶所有者へ国土交通省と連携した提供依頼を行い、提出の促進を図る。また、健康証明書データの取得に協力いただける各種関係団体とも連携し、提出率の向上を図る。 ・インターネットによる健康証明書の提出方法について、検討を進める。 (被扶養者の特定健診) ・被扶養者の特定健診について、地方自治体及び支部との密接な連携を図り、がん検診との同時受診を推進する等により健診受診の機会を拡充する。 ・健診受診の必要性を周知するための広報活動を強化すると

		もに、未受診者の特性に応じたセグメント別の受診勧奨を行い、健診受診が習慣となるよう意識の醸成を図る。 （健診内容等の見直し） ・若年層を対象とした節目健診の創設等、健診事業の一層の充実を図るため、2026（令和 8）年度以降の実施にむけて準備を進める。
（１）ii）特定保健指導の実施率の向上	■特定保健指導の重要性をご理解いただくための広報を実施することに加えて、被保険者の特定保健指導についても、分割実施やＩＣＴによるオンライン面談等を活用し、更なる実施率の向上に取り組まれない。	・健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができる体制の構築を促進するため、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。 ・特定保健指導利用券発送後、電話による利用勧奨を行う。また、これらのプロセスを通じて利用傾向を把握し、利用環境の改善につなげる機会とする。 ・ICTを活用した特定保健指導について、改善効果に十分に留意しつつ利用を促進し利便性の向上を図る。 ・2024（令和 6）年度から開始された第４期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲２センチかつ体重２キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲１センチかつ体重１キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。
（１）iii）加入者の健康意識向上に対する支援	■今後は、効果検証での結果を踏まえ、オーダーメイド通知の送付方法等を検討されたい。また、これらの指標を用いてKPIに関しても、効果を把握するための定量的な値の設定を検討されたい。	・生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。また、より効果的な情報提供ができるよう当該取組の効果検証を実施する。
（１）iv）加入者の禁煙に対する支援	■他の保険者と比較して喫煙率が高い傾向にある船員保険の加入者の健康ひいては将来的な医	・禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。 ・喫煙者に対して個別の禁煙勧奨通知を送付する。

	療費削減のため、プログラム参加者及び終了者を着実に増やし、また、禁煙が継続されるよう支援に取り組まれない。	・「たばこの害」に関する認知度向上の施策を実施する。特に漁船については関係省庁や漁業協同組合との連携を図る。
(1) v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援	■出前健康講座や船員養成校での講義については、引き続き、アンケート等を用いて参加者の要望も取り入れながら、実施内容を適宜見直しつつ回数や参加人数を増やし、参加者自ら積極的な健康づくりに取り組んでいただけるよう、継続的に行われたい。	・船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した「健康度カルテ」を提供する。 ・若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、船員養成校の学生を対象に、専門の講師による特別講義を着実に開催する。
(1) vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	■引き続き、保険者機能の実効性を上げるための重要な取組であることを鑑み、船舶所有者に対し船員の健康づくりの重要性についての理解が進むよう、周知広報に努め、更なる事業の拡充に努められたい。	・国土交通省、経済産業省、厚生労働省、水産庁等と連携し、「船員の健康づくり宣言」の浸透を進め、また、支援メニューの拡充を図ることで自社船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援するとともに、船舶所有者訪問等により参加船舶所有者数の拡大を図る。
(2) ジェネリック医薬品の使用促進	■引き続き、ジェネリック医薬品の使用が自己負担額の軽減につながることを周知し、ジェネリック医薬品の使用促進を図ることで、船員保険財政の改善につなげていただきたい。 なお、ジェネリック医薬品の供給不足を困難度の理由として挙げているが、そのような中でも高水準の利用率を維持しているため、困難度を外すこ	・ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けて、国からは数量ベースでの使用割合の数値目標が示されているところであるが、新たに金額ベースの使用割合の数値目標が示されたことを踏まえた上で、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等の広報を実施する。

	とや新たな指標を検討されたい。	
(3) 情報提供・広報の充実	■引き続きホームページやメールマガジンも活用しながら、加入者及び船舶所有者に、船員保険制度への理解をより深めていただけるような広報に努められたい。	・透明性の高い事業運営及びマスメディアを活用した広報の強化を図るため、船員保険事業に係るプレスリリースを積極的に実施する。 ・幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。 ・年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。 ・関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。 ・ホームページについては、利用者にとって有益な情報をタイムリーに掲載する。また、ホームページの更なる利便性やわかりやすさ向上のため、全面リニューアルに向けた作業を着実に進める。 ・メールマガジン及び船員保険健康アプリによるお知らせ配信の内容を充実し、利用者をより一層拡大する。 ・船員の健康づくりに船舶所有者と一緒に取り組む船員健康づくりサポーターを募集し、船員の健康づくりに関する情報等を浸透させる。 ・船舶所有者に対し直接的に広報を実施する手段としてニーズを踏まえたオンラインによる事務説明会を適宜開催する。
(4) 調査・研究の推進	■今後も、健康保険加入者と比較した分析についても行い、分析結果を活用して加入者の健康保持増進に努められたい。	・引き続き、船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等を用いて基礎分析を行うとともに、船員特有の健康課題を把握し、新たな事業につなげていくことを目指した分析手法等の検討を進める

Ⅲ 組織・運営体制関係

評価項目	指摘事項	令和7年度事業計画関連部分
I) 人事・組織 ①人事制度の適正な運用	■今後も、管理職を含む組織全体の人材育成、職員のデータ分析にかかるスキルの向上を図るための研修を更に充実させることや、職員の能力及びモチベーションの向上に繋がる人事制度のあり方についても引き続き検討されたい。	・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 ・更なる保険者機能の強化・発揮に向け組織の強化を図るため、職員の能力・適性に応じた働き方ができるよう人事制度の見直しを行い、協会の理念を実現する職員の育成を推進する。
I) 人事・組織 ②新たな人員配置のあり方の検討	■今後は保険証廃止や申請手続のオンライン化など、業務全体への影響度が高い事業が控えていることから、更に短いスパンで調査を行う必要があると考える。 また、業務量調査の分析により判明した課題点と組織全体の体制変革を踏まえながら、各職員が能力を発揮でき、組織として業務遂行に効果的となる配置基準の策定に努められたい。 併せて業績評価の観点から、解決すべき課題点と具体的な取組を記載されたい。	・支部の戦略的保険者機能の強化や本部機能の強化を図る観点から、支部の業務量の調査結果を踏まえ、実態に応じて本・支部の人員を見直し、人事異動等の機会をとらえて戦略的な人員配置を進める。
I) 人事・組織 ③更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成	■引き続き、様々な分野の知識の習得によりスキルアップを図り、個々の職員の持つ能力が十分に発揮されるよう、研修の充実に努められる	・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要と

	とともに、戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成に注力されたい。	なる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・加えて、更なる保険者機能の発揮に必要な能力を兼ね揃えた人材を育成するため、研修の体系や内容等の見直しを引き続き検討する。 ・その他、支部がそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、受講者参加型のオンライン研修や e ラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。
I) 人事・組織 ④働き方改革の推進	■（指摘なし）	・協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の実施を柱とした協会の働き方改革を推進する。 ・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ・また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。
I) 人事・組織 ⑤風通しのよい組織づくり	■（指摘なし）	・協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 ・本部の主要課題や支部の取組の好事例などを広く職員が共有

		できるよう社内報を発行し、組織内の情報発信の強化に取り組む。
Ⅰ) 人事・組織 ⑥支部業績評価を通じた支部の取組の向上	■各支部の規模や地域特性などの条件を踏まえ、適正に支部業績評価を実施し、ひいては支部職員の士気向上に資するよう、引き続き運用及び見直しに努められたい。	・支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。
Ⅱ) 内部統制等 ①内部統制の強化	■引き続き、リスク管理や事務処理誤り再発防止にかかるマニュアルの整備やリスク発生を事前に抑制する仕組みの全支部への展開等、内部統制の強化に努められたい。	・リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。 ・的確な業務遂行のため本部・支部が自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。 ・適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。 ・階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。
Ⅱ) 内部統制等 ②個人情報の保護の徹底	■今後も様々な危機を想定し、多角的な観点からリスク管理の強化に努められるとともに、セキュリティ脅威の変化を常に注視し、情報セキュリティインシデントが発生しないよう必要な対策を講じられたい。	・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 ・本部・支部において個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。

Ⅱ) 内部統制等 ③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底	■引き続きコンプライアンスに関する取組やハラスメントの防止対策を推進し、全職員のコンプライアンス意識の向上及び働きやすい職場環境の確保に努められたい。	・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 ・本部・支部においてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 ・外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。
Ⅱ) 内部統制等 ④災害等の対応	■今後も様々な危機を想定し、多角的な観点からリスク管理の強化に努められるとともに、セキュリティ脅威の変化を常に注視し、情報セキュリティインシデントが発生しないよう必要な対策を講じられたい。	・大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 ・業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。
Ⅱ) 内部統制等 ⑤外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備	■今後も様々な危機を想定し、多角的な観点からリスク管理の強化に努められるとともに、セキュリティ脅威の変化を常に注視し、情報セキュリティインシデントが発生しないよう必要な対策を講じられたい。	・事業所及び加入者等の個人情報を実際に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。
Ⅱ) 内部統制等 ⑥費用対効果を踏まえたコスト削減等	■引き続き、契約の透明性を確保しつつ、一般競争入札によるコスト削減を意識した適正な調達を進められたい。	・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の

		節減に努める。 ・調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ・更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。
Ⅲ) システム対応 ①協会システムの安定運用	■引き続き、基盤的業務を支えるべく安定したシステム運用を行われたい。	・協会の基盤的業務（現金給付の支払い等）が停止することがないよう、日々の運行監視やシステムメンテナンス業務を確実に実施する。 ・安定稼働に大きな影響を及ぼす各種サーバーや OS のバージョンアップ等の対応を適切に実施し、協会システムを安定稼働させる。あわせて、2026（令和 8）年 1 月の基盤中期更改においても協会システムの安定的な運用を継続する。
Ⅲ) システム対応 ②制度改正等にかかる適切なシステム対応	■引き続き、マイナ保険証への移行に影響がないよう着実な改修を進めるとともに、今後生じる制度改正にともなうシステム改修案件についても、迅速な対応を行われたい。	・法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、内外の関係各所と調整しながら確実な要件定義を行い、スケジュールを遵守して適切なシステムを構築する。

Ⅲ) システム対応 ③業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上	■（指摘なし）	・各業務システムについて、業務効率化の効果が最大限に得られるよう、システム上の懸案事項や課題を整理し、更なる機能向上を図る。
Ⅲ) システム対応 ④中長期を見据えたシステム対応の実現	■今後も、業務システムの適切な運営管理を継続するとともに、長期間の対応が必要なシステム更改に向け、必要な検討を進められたい。	i) 協会の DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に向け、先進的なデジタル技術を活用した協会システムの導入を計画的に実施する。 ・加入者と協会を直接繋ぐ新たな情報提供サービスの実現に向けた、協会として初のスマートフォン用アプリケーションを開発する。 ・保健事業の業務のあり方検討等を踏まえ次期保健事業システムの要件定義に着手する。 ・次期のシステム更改に向けて、先進的なデジタル技術等を活用した新システムの計画策定に着手する。 ii) 機器の更改及び製品のバージョンアップ対応を行うための基盤中期更改について、2026（令和8）年1月のサービスインに向け、スケジュールを遵守し確実に実施する。